

香芝市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による定期の予防接種を次のとおり実施する。

令和8年4月7日

香芝市長 三橋和史

第1 予防接種の種類及び対象者

本市が行う予防接種を行う疾病及び予防接種の対象者は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「施行令」という。）第3条の定めるところによる。

なお、麻しん及び風しんの定期接種において、次の者については、施行令第3条第2項及び予防接種法施行規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「施行規則」という。）第2条の9第4号の定めるところによる。

- 1 第1期 令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者であって未接種のもの
- 2 第2期 平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた者であって未接種のもの
- 3 第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性であって、次の(1)及び(2)に該当するもの
 - (1) 令和元年度から6年度までに抗体検査無料クーポン券で検査を受けた者
 - (2) 抗体検査の結果、抗体が不十分であるため予防接種が必要と判定されたが予防接種を接種していない者

また、日本脳炎の予防接種に係る対象者の特例については、附則第2項の定めるところによる。

第2 予防接種に係る自己負担額等

- 1 予防接種の対象者が乳幼児、児童、妊婦等については、無料とする。
- 2 風しん対策の予防接種に係る自己負担は、無料クーポン券を使用する場合は、無料とする。
- 3 肺炎球菌の予防接種（接種対象者が65歳の者又は60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの

若しくはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するものを対象とするものに限る。)に係る自己負担額は、4,000円とする。

- 4 インフルエンザの予防接種(接種対象者が65歳以上の者又は60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの若しくはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するものを対象とするものに限る。)に係る自己負担額は、1,500円とする。
- 5 新型コロナウイルス感染症の予防接種(接種対象者が65歳以上の者又は60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの若しくはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するものを対象とするものに限る。)に係る自己負担額は、3,000円とする。
- 6 帯状疱疹^{ほうしん}の予防接種(接種対象者が65歳の者又は60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するものを対象とするものに限る。)に係る自己負担額は、次のとおりとする。
 - (1) 生ワクチン 3,000円(1回まで)
 - (2) 組換えワクチン 7,000円(2回まで)なお、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、接種対象者65歳の者については、年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者とする。
- 7 上記3から6までについては、生活保護世帯又は非課税世帯の者で事前に申請を行い、予防接種を受けた場合は、無料とする。
- 8 全ての予防接種において、予防接種法(昭和23年法律第68号)、施行令、施行規則その他関係法令等により定められた接種年齢及び接種期限以外の者が接種した場合は、実費による負担とする。
- 9 費用の支払方法は、別紙1のとおりとする。

第3 特例措置(特別事情)対象者

特別の事情等により予防接種の特例を受けることができる者は、施行令第3条第2項並びに施行規則第2条の8、第2条の9及び第2条の10に定めるところによる。

第4 接種方法

予防接種は、第 9 で定める医療機関において個別に接種をものとする。

第 5 接種期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、インフルエンザの予防接種（接種対象者が 6 5 歳以上の者又は 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの若しくはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するものを対象とするものに限る。）及び新型コロナウイルス感染症の予防接種（接種対象者が 6 5 歳以上の者又は 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの若しくはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するものを対象とするものに限る。）については、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 1 日までとする。

第 6 接種を受けることが適当でない者

接種を受けることが適当でない者は、次のとおりとする。

- 1 明らかに発熱している者
- 2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- 3 当該疾患に係る予防接種の接種液の成分により、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな者
- 4 麻しん、風しん及び水痘接種においては、妊娠していることが明らかな者
- 5 ロタウイルス接種においては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- 6 B C G 接種においては、予防接種や外傷などによるケロイドが認められる者
- 7 その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

第 7 接種の判断を行うに際し、注意を要する者

予防接種を受けるに当たっての判断に際し、注意を要する者は、次のとおりとする。

- 1 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- 2 予防接種で接種後 2 日以内に発熱及び全身性発疹等のアレルギー

- 一を疑う症状を起こしたことがある者
- 3 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者
- 4 過去にけいれんの既往のある者
- 5 過去に免疫不全の診断がなされた者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- 6 ロタウイルス接種においては、活動性胃腸疾患、下痢等の胃腸障害のある者
- 7 BCG接種においては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

第8 接種後の注意事項

接種後は、高熱、けいれん他、特にロタウイルス接種後に間欠的な啼泣ていや不機嫌、血便、嘔吐等腸重積症を疑う症状を起こした場合は、速やかに医師の診察を受けること。

第9 接種場所

市内指定医療機関及び県内委託医療機関(令和8年度登録)

医療機関名	電話番号	ロタウイルス		B型 肝炎	肺炎 球菌	5種 混合	ヒブ	2種 混合	BCG	MR		水痘	日本脳炎		HPV 9価	
		1価	5価							第1期	第2期		第1期	第2期		
池原クリニック	79-8600							○								
香芝診療所	77-1197					○		○		○	○	○	○	○	○	○
香芝生喜病院	71-3113	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
香芝村尾クリニック	78-5810	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
片岡医院	78-1818	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
加藤クリニック	71-5677	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かまだ医院	77-1118							○						○	○	
かわしま内科・外科・ こどもクリニック	79-1155	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かわもとクリニック	51-6333	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
佐々木クリニック	78-7027							○						○		
澤田医院	76-2177	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下田診療所	77-2613	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋耳鼻咽喉科	79-2905	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
内科松山医院	76-4388							○								
西本内科	71-2122	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二上駅前診療所	71-4180	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
ノアクリニック	43-6558							○			○				○	○
はとこクリニック	76-5757							○							○	○
林産婦人科五位堂医院	71-5201															○
ふゆひろクリニック	79-0246	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
牧浦医院	77-3054	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
まみ小児科	78-5422	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
まるはしファミリーク リニック	43-9240	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
みちのクリニック	79-8723		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田医院	71-7100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山本内科医院	77-3773	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和田クリニック	78-1700															○

医療機関名	電話番号	高齢者肺炎球菌	高齢者帯状疱疹		高齢者インフルエンザ	高齢者新型コロナウイルス感染症	風しん第5期
			生	組換え			
旭ヶ丘クリニック	71-5600	○	○	○	○	○	
池原クリニック	79-8600	○	○	○	○	○	
池原皮膚科	79-6181	○	○	○	○		
岡耳鼻咽喉科	78-7409	○	○	○	○	○	○
香芝旭ヶ丘病院	77-8101	○	○	○	○		○
香芝診療所	77-1197	○	○	○	○	○	○
香芝生喜病院	71-3113	○	○	○	○	○	
香芝透析クリニック	71-5535	○	○	○	○	○	
香芝村尾クリニック	78-5810	○	○	○	○	○	
片岡医院	78-1818	○	○	○	○	○	○
加藤クリニック	71-5677	○	○	○	○	○	
かまだ医院	77-1118	○	○	○	○	○	○
かわしま内科・外科・ こどもクリニック	79-1155	○	○	○	○	○	○
かわもとクリニック	51-6333	○	○	○	○	○	
五位堂診療所	43-9592	○	○	○	○	○	○
佐々木クリニック	78-7027	○	○	○	○	○	○
さない内科整形外科医院	78-0239	○	○	○	○	○	
澤田医院	76-2177	○	○	○	○	○	○
下田診療所	77-2613	○	○	○	○	○	○
関屋病院	77-2434	○	○	○	○	○	
高橋耳鼻咽喉科	79-2905	○	○	○	○	○	
谷山耳鼻咽喉科クリニック	71-1133				○		
内科松山医院	76-4388	○	○	○	○	○	○
永野整形外科クリニック	77-2121	○	○	○	○		
西本内科	71-2122	○	○	○	○	○	○
二上駅前診療所	71-4180	○	○	○	○	○	○
ぬくもりクリニック	71-0200	○		○	○	○	
ノアクリニック	43-6558	○		○	○	○	○
はとこクリニック	76-5757	○	○	○	○	○	○
ふゆひろクリニック	79-0246	○	○	○	○	○	○
牧浦医院	77-3054	○	○	○	○	○	
松井内科	78-0286	○		○	○	○	
マミ皮フ科クリニック	77-9997		○				
まるはしファミリークリニック	43-9240	○	○	○	○	○	○
みちのクリニック	79-8723	○	○	○	○	○	○
森岡内科消化器科クリニック	78-3005	○		○	○	○	
安田医院	71-7100	○	○	○	○	○	○
やまおか胃腸・内視鏡内科クリニック	70-5200	○			○	○	
山本内科医院	77-3773	○	○	○	○	○	○
和田クリニック	78-1700	○	○	○	○	○	○

備考 香芝旭ヶ丘病院は、令和8年5月1日から新病院へ移転し、病院名を「香芝高清会病院」に改称する予定である。

別紙 1 費用の支払方法について

支払の手續等については、次のとおり実施する。

1 県内

平成9年4月1日付けで奈良県知事、奈良県市長会長、奈良県町村会長及び奈良県医師会長との間に交わした「覚書」で規定する接種制度（1次接種、2次接種及び慢性疾患1次接種）により行う。

2 県外

県内「覚書」の接種制度を利用できない者で、次に掲げる場合により予防接種を受けたものに係る費用の支払その他手續については、(1)から(5)までに定めるとおりとする。

- ・ 県内にかかりつけ医がなく、小児の定期予防接種を受けた場合
- ・ 県外の医療機関に入院し、又は県外の介護老人福祉施設、介護老人保健施設等に入所している場合
- ・ 介護保険認定者が県外の家族宅で療養している場合
- ・ 県外で里帰り出産をした場合
- ・ その他市長が認めた場合

(1) 支給額

対象者が負担した予防接種費用とする。ただし、当該年度に委託先と契約締結した予防接種の単価から自己負担額を差し引いた額を限度とする。

(2) 交付申請

相互乗入れ依頼書交付願の提出をもって償還払いの申請を行ったものとみなす。

(3) 支給決定

予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の実施依頼書の交付をもって申請者に対して支給の決定を行ったものとみなす。

(4) 請求書の提出

支給決定者は、予防接種を受けた後、請求書に領収書その他審査に必要な書類を添えて提出する。

(5) 額の確定

請求書の提出があったときは、審査を行った上で、支給金額を確定する。

3 自己負担額の徴収方法

予防接種を行う際は、自己負担額を徴収するものとする。

県内、県外ともに、医療機関に委託して予防接種を行う場合において、当該予防接種を受けた者が当該医療機関に支払をしたときは、自己負担額を徴収したものとみなす。